

青森県報

号外第十五号

令和五年
三月十七日
(金曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

○第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………
○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) ……

海 区 漁 業
調 整 委 員 会
事 務 局
： 一

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

第五種共同漁業権に係る令和五年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和五年三月十七日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚 種	増 殖 計 画 量 の 基 準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第三号	追良瀬川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 四万尾(二四〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上
内共第四号	大童子川	アユ ヤマメ イワナ イワナ	種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第五号	赤石川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第六号	中村川	アユ ヤマメ イワナ コイ ウグイ	種苗放流 三千尾(一八キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第七号	平滝沼	コイ フナ	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
内共第八号	廻堰大溜池	コイ フナ	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
内共第十号	前潟・セバト沼・明神沼	フナ ワカサギ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上
内共第十二号	十三湖・唐川	フナ ウグイ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第十六	内共第十五	内共第十四	内共第十三	
浅瀬石	平川	岩木川	山田川 沼・田光	
アユ カジカ ウグイ イワナ イワナ フナ	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ カジカ メ カワヤツ メ カワヤツ	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ カジカ メ カワヤツ	フナ	エビ ワカサギ
種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 五万一千尾(三〇六キログラム)以上 種苗放流 一万三千尾(二六キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三二キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 産卵床造成 七箇所以上 産卵床造成 七箇所以上 産卵床造成 七箇所以上 汲上放流 二百尾(二四キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	増殖床造成 十箇所以上 産卵床造成 三箇所以上

内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第十九	内共第十七	号
合子沢	蟹田川	今別川	増川川	二ノ沢 溜池	旧十川
ヤマメ ウグイ イワナ イワナ コイ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ コイ イワナ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	フナ コイ	コイ ヤマメ イワナ カジカ ウグイ ニジマス
種苗放流 七千尾(一四キログラム)以上	種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 九千尾(一八キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 七千尾(四二キログラム)以上 種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上	種苗放流 一千尾(六キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上	種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以上	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四万八千尾(九六キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 四百尾(一キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第三十 野牛川	内共第三十 大畑川	内共第三十 川 易国間	内共第二十 九号 目滝川	内共第二十 八号 川内川	内共第二十 六号 野辺地 川	内共第二十 五号 野内川	三号 川
コイ ウグイ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ ウグイ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	イワナ
種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万八千尾(一〇八キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 二千尾(一二キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上	産卵床造成 六箇所以上 産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 二万四千尾(四八キログラム)以上 産卵床造成 五箇所以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 六千尾(三六キログラム)以上 産卵床造成 五箇所以上	種苗放流 四千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 一万三千尾(二六キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 七千尾(一四キログラム)以上

内共第四十 湖・内 小川原	内共第三十 七号 高瀬川 ・市柳 沼・田 面木沼	内共第三十 六号 老部川	内共第三十 五号 小老部 川	内共第三十 四号 左京沼	内共第三十 三号 大沼	二号 大沼
コイ	コイ フナ ウナギ ワカサギ	ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	ウナギ コイ ウナギ ワカサギ エビ	ウナギ コイ ウナギ
種苗放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上	種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 五百尾(十キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二十箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 千二百五十尾(二五キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 千二百五十尾(二五キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上	種苗放流 四百尾(八キログラム)以上

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円